

京都市告示第135号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、財団法人京都市都市緑化協会を京都市公金収納受託者とし、京都市梅小路公園の使用料の徴収及び収納事務を委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榎本 頼兼

(建設局水と緑環境部緑政課)